資料1

ガス･石油機器の機器点検制度に関する工業会の取組みについて

平成19年6月5日

(社)日本ガス石油機器工業会

《1》当工業会のこれまでの取組み

1．ガス･石油機器の長期使用における研究

ガス･石油機器の長期使用時の安全性確保が最重要課題との認識の下、点検制度の構築に向けてH14年より検討を開始。

○H15/3（ガス･石油機器の機器点検制度に関する報告書）

①機器耐用年数：機器修理可能範囲と機器寿命を検討する上で機器耐用年数を導入することで検討した。

②耐用年数（期間）：新産業社会基盤整備基本調査でのワイブル分布結果では、機器残存率50%が耐用年数と定義され、ガス給湯器等が採用している設計耐用年数10年とほぼ一致していた。

③使用年数：ガス石油機器の平均的な期待寿命〔消費者意識調査（450ｻﾝﾌﾟﾙ）〕では、10年位まで69%、15年位まで17%となった。一方で消費者団体調査では、ガスコンロ･石油FH10年使用４４%、16～20年使用１３%とのデータもあり、今回の調査より長期間使用されている。

④部品の期待保有年数調査：ユーザー意識調査では、6～10年が47%、10年以上が 44%が妥当。

⑤機器点検制度：『この点検制度で機器寿命まで安心して使用することが出来る』のイメージで、そのために点検の適性料金･信頼性･安心感を盛り込んだ制度構築が必要とした。

⑥ユーザー登録制度：点検時期の周知のため必要

⑦機器点検制度の普及促進：点検制度の理解･定着のためにも広報活動が必要。

○H16/3（ハウスメーカーに対する点検制度に関するアンケート調査結果）：
前年度取りまとめた点検制度（案）について、ユーザーとの係わりが強いハウスメーカー・工務店388社に対してアンケートを行い、131社からの回答。
①『工業会で点検制度を検討すること』について：86%賛同
②点検制度の必要性：53%必要、24%料金次第、20%はお客様に聞く必要がある。
③耐用年数8～10年の妥当性：73%妥当
④耐用年数の設定・公表：73%必要
⑤部品の保有期間（6～10年）：38%妥当、56%もっと長く保有すべき。

○H17/5（市場からの石油給湯機買上げ試験実施）
12，14，15年間使用した石油給湯機を市場から買上げ、(財)日本燃焼機器検査協会で機器性能検査を実施 ⇒型式検査同等試験では問題なし。
ただし、機器内部点検をしたところ、煤、錆、ヘドロ等　各部に経年劣化状況が見られ、明らかに耐用年数経過が見られた。

○H18/10（インターネットアンケート実施　5147名から回答　残存率50%となる年数を推計：18品目）
ガス給湯器：11.7年、ガス給湯付ふろがま：12.7年、
ガスふろがま：11.0年、ガスBF型ふろがま：8.0年、
石油給湯器：11.2年、石油ファンヒーター 10.9年　等

2．安全啓発資料
各種安全啓発資料で、点検･整備を促す内容を掲載している。

ガス機器は長期間ご使用になりますと、機器の点検が必要になります。

ガス機器も長期間ご使用になりますと、熱、湿気、ホコリなどの影響や、部品の経年劣化により、故障したり、時には安全性を損なって事故につながることがあります。ガス機器にも寿命があります。安心して安全に使用するために、安全点検をおすすめします。詳しくは、ガス機器販売店またはメーカーのお客様相談窓口に相談してください。

メーカーのお客様相談窓口に関しては、(社)日本ガス石油機器工業会
ホームページアドレス http://www.jgka.or.jpでご確認ください。

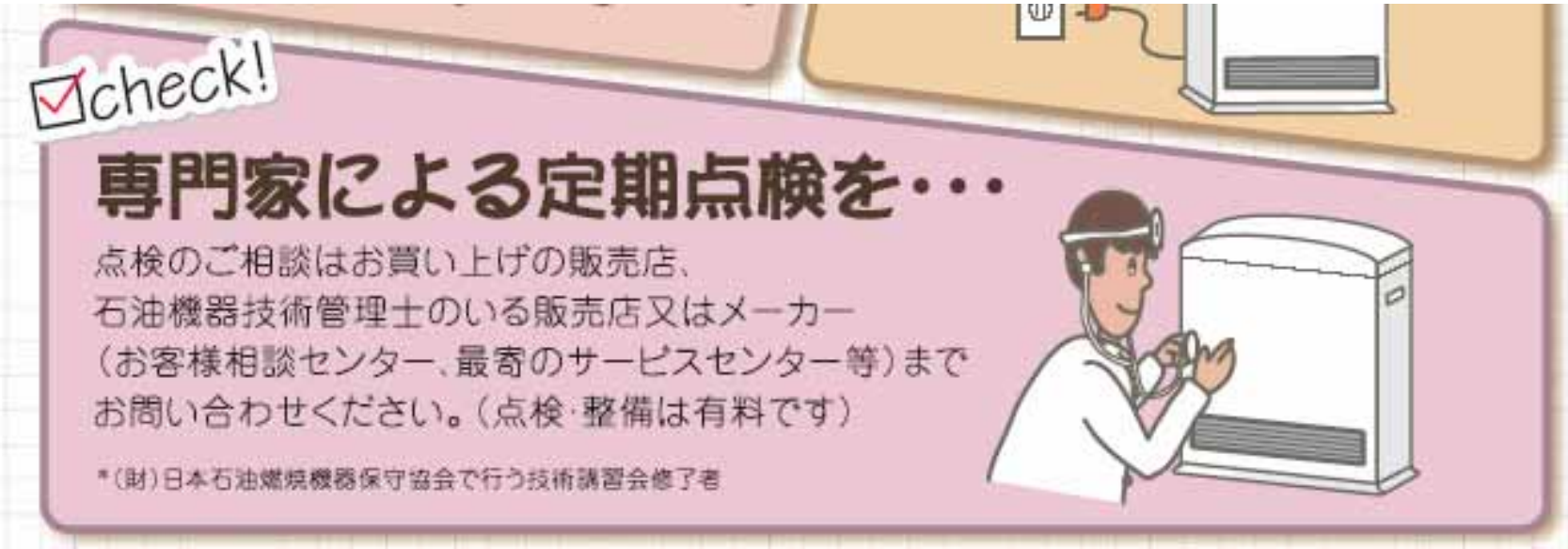

《2》想定する点検制度について

①点検時期：

設計耐用年数（標準使用年数）の１０年程度を基本に検討。（この期間がいわゆるバスタブ曲線が立ち上る時期と想定しますが、今後 機器毎に検討する。）

※ 製造時期・点検時期の本体表示やタイムスタンプ機能などで使用者に告知

②点検：

事故未然防止の観点から、安全に係わる部分を中心とした点検を実施する。（所要時間は、1時間を目安）

③整備：

点検を行い、整備・部品の交換等の必要がある場合には、お客様に必要性をご説明し、整備・部品の交換の許諾を得る。

※点検とは、使用可能状態の機器を継続して安全使用するために、製造事業者等が検証・検査（点検）を行う行為。

※整備とは、点検において確認された不具合点を、消費者の了解を得た上で製造事業者等が部品分解・補修・清掃（整備）を行う行為。

《点検･整備のイメージ》

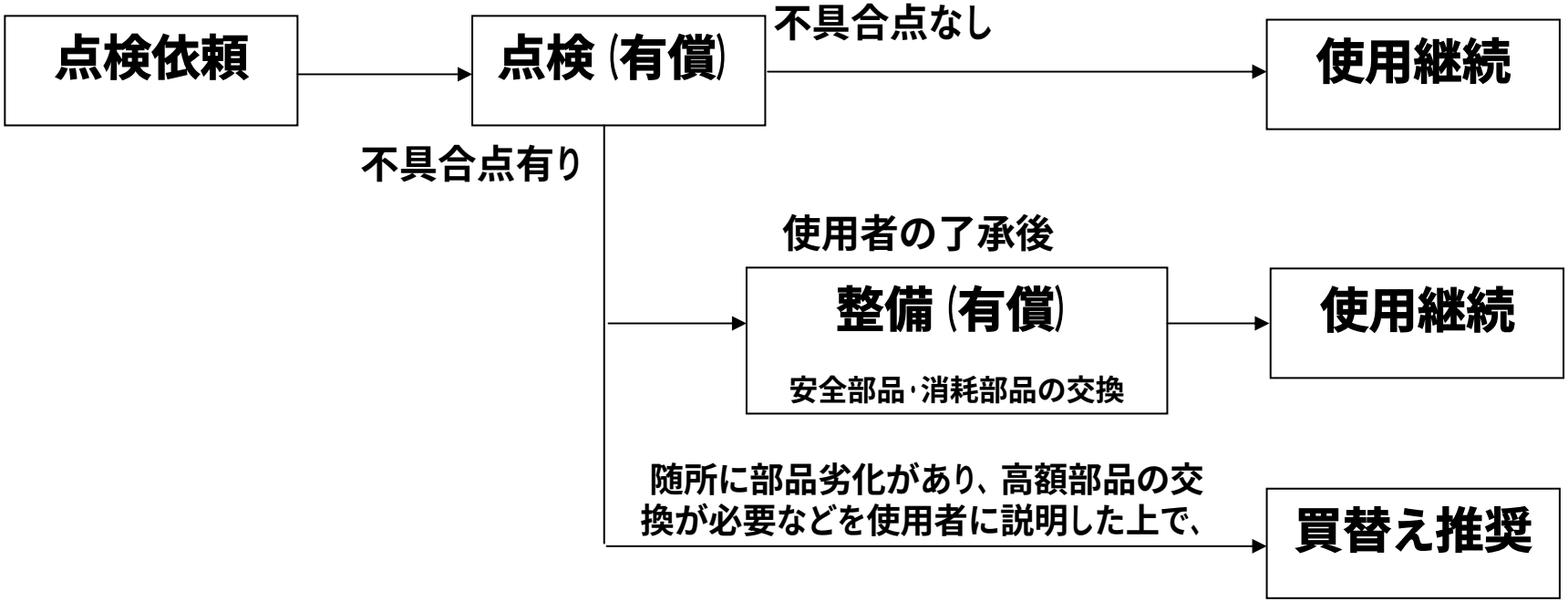
点検依頼
点検（有償）
不具合点なし
使用継続
不具合点有り
使用者の了承後
整備（有償）
安全部品･消耗部品の交換
使用継続
随所に部品劣化があり、高額部品の交換が必要などを使用者に説明した上で、
買替え推奨

④点検資格制度：

- 複数機器点検、点検基準統一化、悪徳点検防止等々から自主的な資格制度構築を検討。
- 『点検技術基準』、『機器設置基準』及び『お客様対応基準』の検討。

⑤機器トレーサビリティ（消費者情報の収集）：

- 設備機器は、製造事業者から複数の販売事業者を経由して消費者宅に設置されており、製造事業者には消費者機器情報が非常に乏しいのが実態。
- 点検制度の運用には、消費者との接点を持つ販売事業者から、『顧客・機器設置情報』を製造事業者にご提供頂く『機器トレーサビリティ』構築が必須条件となる。

　販売事業者には、『ハウスメーカー』、『工務店』、『マンションデベロッパー』、『ゼネコン』、『リフォーム事業者』、『ガス事業者』、『住宅設備店』、『管材工事店』等多種にわたる。

ガス･石油機器における流通･情報伝達サークル

･消費者と接点を持つ販売事業者は多岐にわたるが、これら販売事業者から製造事業者への機器設置情報の提供が必要 ⇒ 情報伝達サークルの構築

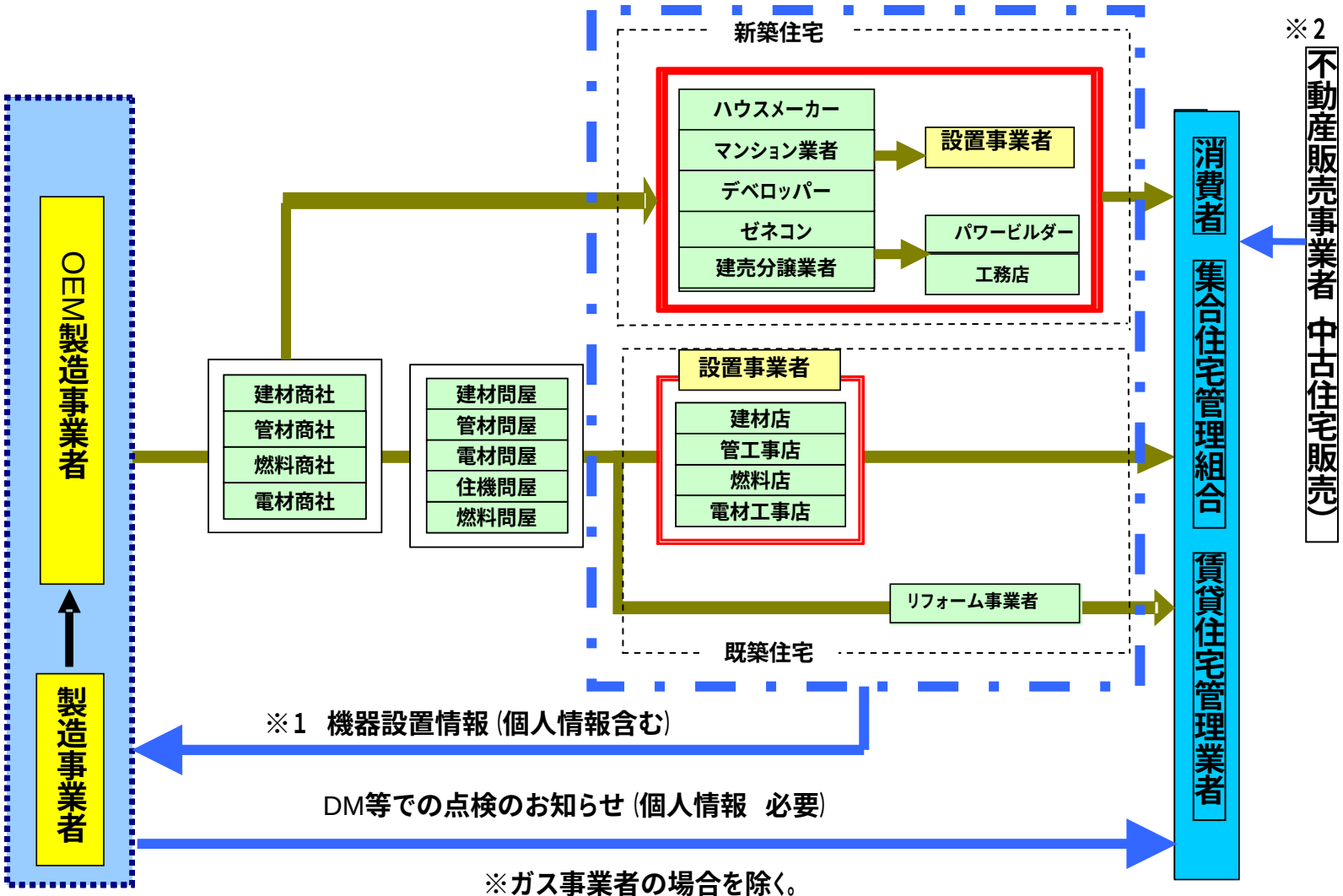

※1 個人情報保護法 規制の問題

※2 中古住宅販売における機器設置情報の伝達において不動産販売事業からの製造事業者への情報サークルは困難。

出所：キッチン･バス工業会資料より 引用

⑥点検周知での関係者との連携（周知活動の強化）

- 工業会、製造事業者による広報活動の強化
- 経済産業省、消費者団体等各種活動機会を捉えて、点検の必要性を訴えて頂く。

《3》点検の実行率を上げるため

実行率を上げるために、消費者が手を上げるインセンティブ例：

①点検必要性に対する周知徹底 ⇒タイムスタンプやDM等での点検お知らせ
　また、機器の取扱説明書にも機器耐用年数時点での予想される劣化状況を記載できないか検討したい。

※DMについては、情報伝達サークルにより情報収集が不可欠であるが、個人情報保護法の規制問題有り。

②機器の管理責任者は消費者であるとの認識の周知徹底

③次期取替機種等に対する情報提供
・現状新製品の機能・性能の紹介
・機器支払い条件のプラン紹介（突然故障して、３０万円出費は消費者としては辛い。）

④ガス・石油機器の消費者宅複数台数点検

《参考》機器修理時には必ず、消費者から下記のコールがある（1社の例）

修理実施率%	5～9年目	１０～１４年目	１５年以上
ガス給湯器	２８%	４０%	４５%
ガスふろ給湯器	３４%	５０%	５２%
石油給湯機	５９%	６８%	５９%
石油ふろ給湯機	５２%	６９%	８０%

・修理サービス時に合わせて（出張費不要）、点検必要性を説明し、点検実施する。

《4》既販品への対応について

・既販品については、機器トレーサビリティ情報がなく、また、消費者に対しても事前の点検周知が出来ていない。

・工業会、製造事業者、販売事業者、ガス事業者等は、各業務活動機会を捉えて点検実施のお願いを消費者に訴えていく。

※ガス機器においては、あんしん高度化ガス機器普及開発研究会（コラボ）において、『ガス機器の長期使用時等の点検制度』構築に向けて検討中。